

○「岩手県警察交通巡視員の勤務に関する訓令」の運用について

昭和 45 年 11 月 16 日
岩交一発第 470 号
岩警発第 547 号
岩手県警察本部長

通達の概要

交通巡視員は、歩行者又は自転車の道路交通に関する安全の確保及び違法駐停車車両による交通妨害の排除を目的として、街頭活動を専門的に行うものであり、この通達は、これらの活動が効果的に行われるための勤務、その他基本的運用方針を定めたものである。